

川内村からのお知らせ

information [2011年04月07日]

被災世帯への住宅の一時提供

東北地方太平洋沖地震の「被災世帯」に対して応急仮設住宅や民間借上げ住宅の申込みを始めました。

内容は以下のとおりです。

川内村【更新日 平成23年4月7日】

東北地方太平洋沖地震 被災世帯に対する住宅の一時提供

東北地方太平洋沖地震の「被災世帯」で、自主避難等により自宅に居住できなくなった世帯等に、郡山市内の応急仮設住宅及び民間借上げ住宅を、福島県が一時提供します。

1 住宅を一時提供する対象世帯

東北地方太平洋沖地震の「被災世帯」であって、自主避難等をし、自力での住家の確保が困難な世帯等のうち、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 川内村内に在住する者(※)のいる世帯。村内全域対象。
- (2) 村外から避難してきた世帯で、現在、本村の災害対策本部に登録されている世帯。

※ 川内村内に在住する者とは、基準日(3月11日)に本村に住民票があった方とします。

2 提供期間について

原則として、1年間とする。ただし、特別な事情がある場合は、最長2年間までとすることができる。

3 提供する住宅の種類

郡山市内の建設される応急仮設住宅及び民間借上げ住宅

※ 申請時に、仮設住宅か民間借上げ住宅の選択希望調査を行います。申請後の変更はできません。

4 入居世帯の優先順位等について

(1) 入居の順番について

応急仮設住宅の建設状況等や事務手続きの関係で、提供の時期が異なります。

申請世帯の状況、住所地等を勘案して、村が入居世帯を決定し、提供の準備の整った住宅から順番に入居していただくこととなります。

(2) 入居世帯の優先順位等について

川内村内に在住する者のいる世帯、又は、村外から避難してきた世帯で本村の災害対策本部に登録されている世帯のうち、後期高齢者(75歳以上)がいる世帯、重度の障がい者(身体障害者1・2級、精神障害者1・2級、療育手帳A)、乳幼児(3歳未満)・妊婦のいる世帯、3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯等、緊急に住宅の提供が必要な世帯から順に提供させていただきます。

なお、入居する住宅の地区や部屋数については、できる限り入居申請世帯のご希望や世帯構成員の数に配慮いたしますが、地区により住宅数に差があることから、地域により入居が遅れる場合や、必ずしもご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

5 入居世帯の負担等について

(1) 緊急避難措置としての一時的提供であるため、家賃及び駐車場(1台分に限り)使用料は無料とします

(民間借上げ住宅は、駐車場がある場合のみ)。

(2) 電気、ガス、水道等光熱水費、共益費、自治会費等は入居世帯の負担とします。

(3) 民間借上げ住宅は、退居に伴う補修費は無料としますが、入居された方の故意又は過失により、通常の使用状況を超える著しい施設の破損、改修等があった場合は、修復に要する費用をご負

担願います。また、応急仮設住宅は、入居者負担とします。

6 入居の手続き

入居を希望する世帯は、「川内村仮設住宅等入居申請書」に、世帯構成員の氏名、申請時点での住所地、世帯の皆様の現況等、必要事項を記入し、(村外から避難してきた世帯で、現在、本村の災害対策本部に登録されている世帯の方については、当面、運転免許証等、証明できるものの写しを添付して、)受付窓口へ提出してください。

※ なお、「運転免許証」等が申請時に間に合わない場合は、申請の際に窓口でご相談ください。また、被災の事実がないのに入居に至ったことが後日判明した場合は、退去していただくこととなりますのでご注意ください。

※ 募集開始直後は、受付窓口の混雑が予想されますが、入居者の選定は、申請受付期間終了後に行います。先着順ではありませんので、落ち着いた対応にご協力をお願いします。

申請書の様式はこちらです。ダウンロードしてご利用ください。

なお、Eメール、ファクス等での申請も可能ですので、申請書を送付してください。

(別紙申請書:川内村仮設住宅等入居申込書 様式1号 PDFファイル)

7 受付窓口等について

(1) 申請書の受付窓口

川内村災害対策本部(郡山市ビックパレット内)一時提供住宅担当 宛て

※ 村外に避難されている世帯等で、期間内に窓口にお越しいただけない場合は、ファクス、E-mail、郵送でも受け付けいたします。郵送等の場合は、4月18日(月)午後7時まで、必着とさせていただきます。なお、現在の郵便事情により、郵便物が遅配傾向にありますので、郵送の際は、余裕を持って郵送するか、速達で送付するなどの対応をお願いします。

(2) 受付期間

平成23年4月7日(木)～4月18日(月) (土日を含む12日間) 期限厳守

(3) 受付時 9:00～19:00

(4) 選定された入居世帯への通知

入居世帯の選定後、速やかに申請者に対し、電話及び文書等で通知します。

8 その他の留意事項

家具、電化製品等の生活用具は、各入居世帯において、ご用意ください。

■ 避難されている皆様へ ■

現在、福島県を中心に、川内村民以外の皆様を含めた被災者を対象とする応急仮設住宅等の情報を福島県ホームページで提供しています。応急仮設住宅の整備等の状況や募集時期等については、下記にお問い合わせください。

※ 福島県土木部建築住宅課 相談窓口専用ダイヤル

024-521-7698

024-521-7867

※ 川内村災害対策本部内【一時提供住宅(応急仮設住宅・民間借上げ住宅)担当

024-946-3382

【申請書の郵送先等】

郵 送:〒963-0115 郡山市南2丁目52 ビックパレット内

川内村災害対策本部 一時提供住宅担当 宛

ファクス:024-947-8020

E-mail:info@kawauchimura.jp

■ 総合窓口 ■

川内村災害対策本部（郡山市ビックパレット内）

電話番号 024-946-3378

024-946-8828